皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月二十三日午前九時三十五分御出門、長野県及び群馬県へ行幸啓、同月二十九日午後四時五十七分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、八月三十一日トリニダード・トバゴ国の独立記念日につき、同月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、八月三十一日キルギス国の独立記念日につき、同月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十三年九月一日

外務大臣　松本　剛明

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十三年十月五日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏名　菅原　潮
　生年月日　昭和三十九年五月二十五日
　旅券申請上の住所　兵庫県神戸市兵庫区

二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＴＫ一七四五三八一
　旅券発行年月日　二〇一〇年四月十二日
　旅券名義人　菅原　潮

三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、大阪地方裁判所から、有印私文書偽造・同行使・詐欺の罪を犯したとの疑いにより逮捕状が発せられている旨、警察庁から外務大臣に通報されていることから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券法第十九条第一項第二号に該当する場合となる旅券の返納を命ずることができる。

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、栃木県最低賃金（昭和55年栃木労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月１日

栃木労働局長　藤井　敏行

第４号中「１時間697円」を「１時間700円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、埼玉県最低賃金（昭和55年埼玉労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月１日

埼玉労働局長　安藤よし子

第４号中「１時間750円」を「１時間759円」に改める。

千葉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、千葉県最低賃金（昭和55年千葉労働基準局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月１日

千葉労働局長　永山　寛幸

第４号中「１時間744円」を「１時間748円」に改める。

東京労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、東京都最低賃金（昭和55年東京労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月１日

東京労働局長　山田　亮

第４号中「１時間821円」を「１時間837円」に改める。

神奈川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、神奈川県最低賃金（昭和55年神奈川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月１日

神奈川労働局長　及川　桂

第４号中「１時間818円」を「１時間836円」に改める。

富山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和56年富山労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月１日

富山労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間691円」を「１時間692円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福井県最低賃金（昭和55年福井労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月１日

福井労働局長　島谷　敏昭

第４号中「１時間683円」を「１時間684円」に改める。

長野労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長野県最低賃金（昭和55年長野労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月１日

長野労働局長　本川　　明

第４号中「１時間693円」を「１時間694円」に改める。

岐阜労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月１日

岐阜労働局長　矢部　憲一

第４号中「１時間706円」を「１時間707円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、三重県最低賃金（昭和55年三重労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月１日

三重労働局長　藤井　礼一

第４号中「１時間714円」を「１時間717円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月１日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間734円」を「１時間739円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、広島県最低賃金（昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年９月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間704円」を「１時間710円」に改める。